

令和6年度

福島町議会
定例会12月会議

令和6年12月17日(火)

一般質問通告書

福島町議会

令和6年度福島町議会定例会 12月会議 一般質問通告書目次

番号	氏名	質問事項	頁
1	藤山 大	無形文化伝統芸術について 先人の知識・経験（伝承）を未来の宝（継承）に	3
2	平沼 昌平	当町の2025年問題（超高齢化社会が引き起こす社会 保障費問題）に対する展望について	5
3	木村 隆	有害鳥獣対策について	6

令和 6年12月10日
10時08分 受領

令和 6年12月10日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町議会議員 1番 藤山 大

一般質問通告書

令和 6年12月17日開催の令和6年度福島町議会定例会12月会議において、下記について質問したいので、福島町議会会議条例第63条第2項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>無形文化伝統芸術について 先人の知識・経験（伝承）を未来の宝（継承）に</p>	<p>文化庁によると演劇・音楽・工芸技術等の無形文化的所産で我が国にとって歴史又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」とし、無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、わざを体得した個人、集団によって体現されるとしております。</p> <p>重要なものを重要無形文化財に指定し、高度に体現しているものを保持者とし、「各個認定」「統合認定」「保持団体認定」の3方式で認定され、重要無形文化財の保持のため、後継者養成・記録作成・公開への助成、研修事業等を行っております。我が町においても松前神楽は、「採物舞」「巫女舞」「湯立神事」「獅子舞」の4種を揃って伝承していることや、神楽には伝承例の少ない「翁舞」があり、松前神楽は国の重要無形民俗文化財に指定されておりますし、白符荒馬踊（白符地区）や福島大神宮祭礼行列の四ヶ散米行列(塩釜地区)や奴行列(日向地区)もあります。そのほかに、松浦地区には、ユーモアたっぷりに踊り、大漁・家内安全を祈る七福神舞もありますが、町内文化財の現況は、高齢化により各文化財の伝承者が途絶えつつあり、役場職員が中心となり継承している厳しい状況にあります。</p> <p>現状を踏まえて、教育長、町長に伺います。</p>	<p>町長 教育長</p>



質問事項	質問の要旨	質問の相手
	<p>① 伝統・文化を後世に残すために、中学生、高校生と町民の交流をとおして伝統と文化を継承する手法を検討してはどうか？</p> <p>② 広く継承者を集めるためにも、町外へ呼びかける手法も検討してみてもどうか？</p> <p>③ 衣装、道具、機材等の整備財源の問題もありますが、現況を把握されているか、傷んだり、古くなった物を修理、買い替える等の支援の考えはあるか？</p> <p>以上、3点について伺います。</p>	

令和 6年12月10日
10時10分 受領

令和 6年12月10日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町議会議員 5番 平 沼 昌 平

一般質問通告書

令和 6年12月17日開催の令和6年度福島町議会定例会12月会議において、下記について質問したいので、福島町議会会議条例第63条第2項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
当町の2025年問題（超高齢化社会が引き起こす社会保障費問題）に対する展望について	<p>令和3年12月定例会に於いて「当町の地域包括支援センターの方向性について」として町長に一般質問をさせて頂き、その折、2025年問題にも触れました。あれから3年が経過し過疎地域である当町の立ち位置は、既に2025年問題の真ただ中であり、課題となる「社会保障費問題」は、「人口」「労働力」「医療」「介護」「空き家」と5つのポイントに要約されると思います。</p> <p>当町の11月末住民年齢階層別構成は、65歳以上51.48%、問題の75歳以上は28.81%と成っており、今後国家的に懸念される2035年問題の背景（65歳以上の高齢者が人口の1/3を超える）を超え、当町は既に1/2以上になっている現実と、2040年問題（少子高齢化の進行と高齢者人口がピークを迎える）を視野に入れた当町の重要な課題であり、煮詰まった対応と計画が行政面、或いは教育的観点から必要と感ずるが、当町の「社会保障費問題」に対する展望を町長・教育長、其々に伺います。</p>	町長 教育長



令和 6年12月10日
13時50分 受領

令和 6年12月10日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町議会議員 6番 木村 隆

一般質問通告書

令和 6年12月17日開催の令和6年度福島町議会定例会12月会議において、下記について質問したいので、福島町議会会議条例第63条第2項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
有害鳥獣対策について	<p>2018年8月に起きた砂川市猟友会支部長のヒグマ駆除に伴う高裁判決の結果、北海道猟友会は自治体や警察との連携が不十分な場合、出動を拒否するよう決定し各支部に通知するとしている。出動した際の発砲の条件や態勢について3者で事前に協議するよう注意を促す内容も盛り込むと報道にはある。当町の有害鳥獣駆除従事者が所属する道猟友会松前支部とこの通知に対しての協議の場が持たれたのかどうか伺います。</p> <p>また有害鳥獣駆除従事者（鳥獣被害対策実施隊）となるには猟友会への加入、狩猟団体からの推薦など一定の条件があるものの、すぐに駆除従事者になれるわけでもなく、鳥獣駆除に興味のある人材の掘り起こしとその人材を育てる指導体制も必要だと考える。</p> <p>先月の補正予算のような福島町有害鳥獣駆除会に任せきりではなくどれくらいの期間、経験で有害鳥獣駆除従事者として委嘱できるのかきちんとした担い手制度が必要ではないか。</p> <p>今後の有害鳥獣駆除の在り方を考えれば支援政策や財源確保も必要であり、当町の鳥獣被害防止計画は見直しされているのか伺います。</p>	町長

